

滋賀県環境審議会 水・土壌・大気部会 議事概要

- 開催日時
平成 24 年 3 月 22 日（金） 10:00～12:00
- 開催場所
滋賀県庁東館 7 階 大会議室
- 出席委員
川地部会長、石津委員（代理）、小栗委員（代理）、笠原委員、上総委員（代理）、亀田委員、北出委員、鳥塚委員、長尾委員（代理）、中西委員、中村委員
（全 17 委員、出席 11 委員、欠席 6 委員）
- 議題
 - (1) 平成 24 年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
 - (2) 平成 23 年度地下水水質測定結果について（報告）
 - (3) 第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画について（報告）
 - (4) その他

-
- 平成 24 年度公共用水域水質測定計画および平成 24 年度琵琶湖における放射性物質モニタリングについて

事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【川地部会長】 以前、水質測定を委託した業者によって、データが変わるという話がありました。いかがでしょうか。

【事務局】 琵琶湖は、県の研究機関である琵琶湖環境科学研究センターが採水および分析をおこなっています。

河川は、採水および分析を分析業者に委託しています。データの精度を保つため、分析業者と琵琶湖環境科学研究センターとでクロスチェックをおこなっています。

【川地部会長】 下層 DO は、どのように測定しているのですか。

【事務局】 センサーを用いて、直接、現地で水深と溶存酸素、水温を同時に測定しています。

【中村委員】 以前も申し上げましたが、結構水量もある草津川での測定は考えられていないのですか。

【事務局】 この調査自体は、環境基準が設定されている河川の水質測定を目的としていますが、今後も、調査対象河川については、引き続き検討項目とさせていただきますと思います。

□ 平成 23 年度地下水水質測定結果について
事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【川地部会長】 地下水調査結果で、砒素が不検出となっていますが、不検出とは濃度がいくら未満ということですか。

【事務局】 砒素の場合の報告下限値は 0.005mg/L です。

【川地部会長】 先ほど、公共用水域のカドミウムの水質環境基準が、0.01mg/L から 0.003mg/L へ引き下げられたと話がありましたが、地下水環境基準も同様に変更されたのでしょうか。また、この場合、県内で新たに地下水環境基準を超過するような事案はあるのでしょうか。

【事務局】 地下水環境基準も同様に 0.003mg/L へと変更されました。

平成 24 年度からはこの新基準に基づいて、調査を行うので、概況調査で新たに検出される地点があり、定期モニタリング調査へ移行するものもあると思います。なお、現在、定期モニタリング調査において、カドミウムを調査しているところはありません。

□ 平成 24 年度地下水水質測定計画について
事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【笠原委員】 「表 5-1 定期モニタリング調査対象地域」に記された地点数は何をあらわしているのでしょうか。

【事務局】 過去に汚染があった地域について、定期モニタリング調査をしていますが、過去に汚染が発見された時に、地域を確定し、調査地点を選定しています。ここで記す地点数は、その調査地点数をあらわしています。

【笠原委員】 定期モニタリング調査では、調査地点が 1 地点のところもありますが、それは 1 地点でのピンポイント汚染ということですか。

【事務局】 そうです。なお、周辺に汚染が広がっている場合は、県である程度把握している地下水の流れを基に、その下流のところで調査し、調査地点数を複数選定しています。

【笠原委員】 資料 2 の平成 23 年度地下水水質測定結果に戻りますと、定期モニタリング調査結果で、4 地点で調査をし、4 地点で環境基準を超過していますが、この場合、それ以外の地域へも汚染がかなり広がっていると考えられるのでしょうか。

- 【事務局】 汚染が発見されたときに、検出井戸周辺調査を行っているので、その周辺での汚染状況は把握できており、周辺では環境基準未満であることを確認しております。
- 【笠原委員】 定期モニタリング調査は、検出されている限り、調査を続けられるということですか。
- 【事務局】 そうです。汚染地域内のすべての地点で環境基準以下となった場合は、その翌年にも調査を実施し、2年連続で環境基準以下となった場合に定期モニタリング調査を終了しています。
- 【鳥塚委員】 地下水調査時には、地下水を汲み上げられていると思うのですが、これらは調査の時だけ汲み上げられているものなのか、常時汲み上げられているものなのか、どちらでしょうか。また、広範囲に及ぶ地下水汚染の場合、広範囲に及ぶ地下の水脈帯があると思うのですが、その水脈帯の地下水の流水状況の調査はされているのでしょうか。
- 【事務局】 県では、県全体の地下水の大筋のながれについては、把握していません。汚染が発見された場合は、その下流域をメインに検出井戸周辺調査を実施しています。
- 地下水の浄化のために、常時、汲み上げているところもあります。地下水の流れは非常に遅いため、汚染が発見された井戸から、地下水を汲み上げるのが一般的です。例えば、有機塩素系化合物については、常時、地下水を汲み上げ、曝気して浄化するという方法があります。地下水の継続的な浄化については、事業場を指導させていただいているところです。
- 【鳥塚委員】 地下水の流速について、ある企業が、1年に1.5mということを発表しましたが、そのすぐ下流で国交省の架橋工事の際に調査をおこなったところ、1日に3.5mという結果が得られたことがあります。地下水の人為的な汚染については、原因者はそれを隠そうとするし、調査側はピンポイントの調査結果しか得られないし、地下水の流速等を考慮して、汚染範囲や原因者を特定するのは非常に難しいと思います。
- 【事務局】 事業所の中で、地下水汚染が発見された場合は、汚染の広がりを把握するために、事業者へ地下水の流速を調査するよう指導しています。調査業者からは、地下水の流れは非常に遅いため、誤差も多いと聞いており、地下水の流れを把握するのは非常に難しいことは承知しております。
- 【鳥塚委員】 地下水汚染については、地下水の水脈帯や、流れ、降雨による影響等、各々の状況によって変わってくるので、難しいですね。こういった状況ももう少しわかるように、できればお願いします。

【事務局】 地下水汚染に対する各地域での状況は、①地下水概況調査と②条例で規定する事業所による地下水調査結果等を受けて実施する検出井戸周辺調査等で把握しています。

□ 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画について
事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【北出委員】 第1期赤野井湾流域流出水対策推進計画の事業金額はどのようになっているのですか。

【事務局】 申し訳ありませんが、今、手持ちで資料を持っておりませんので、後ほど、御報告させていただきます。

(部会終了後の説明)

全県での事業金額を把握することはできますが、赤野井湾流域のみの事業金額を算出することは難しい状況です。赤野井湾流域のみで事業金額を把握できる分に限りますと、平成18年度～平成22年度の事業金額は全体で約55億8600万円となっています。

□ 滋賀県公害防止条例施行規則における地下水浄化基準等の見直しについて
事務局から説明後、質疑等はありませんでした。